

労働者健康安全機構に学ぶ 未払賃金立替払制度

弁護士が法人破産の申立代理人・法人の破産管財人それぞれの立場として業務を行う上で、気にしなければいけないことの1つとして、「従業員の方々の給与」があります。従業員を解雇する際に満額支払うことができるのが一番ですが、全ての会社がそのような状態で倒産するとは限らず、残念ながら給与が未払のまま倒産するケースも多々あります。そのような時に、従業員とその家族の生活の安定を図る国のセーフティネットとして（独）労働者健康安全機構が行う未払賃金の立替払事業、いわゆる『未払賃金立替払制度』があります。

今回は、その立替払事業を実際に取り扱う機構の方を講師にお招きして、「制度趣旨や内容」、そして「制度利用にあたっての注意点」などを学びます。

実際に制度を運用し、審査する機構の方に直接お話しを聞く貴重な機会です。是非この機会と一緒に学習しましょう！！

日時

2月27日(木)

18:30～20:30 (終了予定)

講師

独立行政法人労働者健康安全機構

賃金援護部次長 **田沼久志さん**

参加費

(*)有料会員登録・有料会員資格等に関しては、裏面をご参照ください。

〔JALAP有料会員〕

無料

〔JALAP有料会員以外〕

2,000円

〔第16回日弁連事務職員

能力認定試験合格者〕

無料

開催方法

Zoom

(独)労働者健康安全機構とは？



独立行政法人
労働者健康安全機構
Japan Organization of Occupational Health and Safety

厚生労働省所管の法人で、働く人々の健康を守り、病気を治療し、職場復帰の推進をするための活動や研究など様々な事業を行っている。具体的な事業として、労災病院や医療リハビリテーションセンターの運営や、未払賃金の立替払事業などがある。

【申込方法】

2月21日(木)までにQRコードorアドレス先の**申込フォーム**にてお申込み下さい。

<https://forms.gle/suFipFMMqcWH1rVt9>



(*)参加URL等はお申込後に、別途ご連絡致します。

【お問い合わせ先】

弁護士法人愛知リーガルクリニック 事務局 日栄（ひえい）まで

TEL：052-218-5645 FAX：052-218-5646 E-mail：tokaijalap@gmail.com

JALAP

Japan Association of Legal Assistants & Paralegals

日本弁護士補助職協会のご案内

私たちは2008年にスタートした日弁連事務職員能力認定制度に基づく試験に合格した法律事務職員及び有志の弁護士が2013年に発足した全国組織です。良質な司法サービスを弁護士と共に提供するため、弁護士補助職である法律事務職員の職を確立し、能力・知識・資質を高める取り組みを行っています。

はじめての業務お助け動画

1本5～10分程度の短編研修動画。実務で困ったと時にいつでも視聴できます。

会員限定掲示板

仕事で困った時に頼りになるコンテンツです。経験交流もできるので、実務の情報源として有効活用できます。

Zoom 交流イベント

JALAPセミナーの無料参加はもちろん、研修会講師経験者による講演会、座談会などオンラインによる交流イベントを随時開催します。

企画動画のアーカイブ配信

過去に開催されたJALAPセミナーの見逃し動画やJALAPの取材による事務職員活用インタビューが視聴できます。

会員募集中！

■ **一般会員（事務職員）** 年会費 **6600円（消費税込）**

*認定試験合格者でなくても入会可能です

■ **弁護士会員** 年会費1口 **1万1000円（消費税込）**

*弁護士、法律事務所は1口以上、弁護士法人は3口以上

弁護士会員は1口につき2名の登録が可能（弁護士、事務職員の区別はありません）

● 入会方法

- 1 新規会員登録フォームへアクセス（JALAPホームページからもアクセスできます）>>>
 - 2 所定事項を入力した上で会費1年分をお支払いください
お支払いは、クレジット決済、銀行振込（PayPal 利用）となります
 - 3 年会費支払い後、コンテンツの閲覧が可能となります
- 弁護士会員の場合、ユーザー登録後、別途ご案内いたします



一般会員用



弁護士会員用

一般社団法人 日本弁護士補助職協会 (Japan Association of Legal Assistants & Paralegals)

東京都中央区銀座5-1-15 第一御幸ビル7階 弁護士法人サリュ銀座事務所気付

URL <https://www.jalap.jp/>

